

「千代川の今後を考える学識懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が法の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

国土交通省では、平成18年4月24日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「千代川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを受けて、中国地方整備局では、「千代川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するために河川整備計画の原案について、学識経験者からご意見を聴く場として、「千代川の今後を考える学識懇談会」を設置するものです。

千代川の今後を考える学識懇談会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は「千代川の今後を考える学識懇談会」(以下「懇談会」という)と称す。

(目的及び設置)

第2条 本懇談会は、「千代川水系河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という)が設置する。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として整備計画が出来るまでとする。

(会議)

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、当該懇談会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 懇談会は、委員長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成18年8月 日より施工する。

千代川の今後を考える学識懇談会 傍聴要領(案)

(主旨)

この要領は千代川の今後を考える学識懇談会(以下「懇談会」という)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用下さい。
- 2) 傍聴者席については可能な限り確保するものとしますが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
発言、私語、談論などをしないこと。
プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
みだりに傍聴者席を離れないこと。
前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- 6) 以上のはか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。